これだけは押さえよう!遺言書

弁護士 田島 寛之

スケジュール

- 1 はじめに
- 2 遺言書の種類とその特徴
- 3 遺言執行者について
- 4 遺言の活用事例、注意点
- 5 まとめ(税理士として)

自己紹介

【経歴】

1983年 奈良県斑鳩町生まれ(36歳)

2006年 早稲田大学政治経済学部卒

2008年 司法試験合格、翌年弁護士登録

2016年12月 たじま法律事務所設立

自己紹介

【専門分野】

相続、事業承継•再生

【著書】

『取締役の実務マニュアル』(新日本法規出版) 共著 『事件類型別弁護士実務六法』(新日本法規出版)共著 『証拠・資料収集マニュアル』(新日本法規出版)共著

【趣味】

足つぼ、赤身肉(「肉弁護士」でTwitterやってます)



たじま法律事務所

〒108-0074 東京都港区高輪 2-16-2 高輪 U501

03-6450-2497









なぜ私が遺言書について話すのか

バラバラになった家族をたくさん見てきた

税理士が遺言書の知識が必要な理由

一番身近な相談相手

2 遺言書の種類とその特徴

- (1) 普通方式
 - ①自筆証書遺言
 - ②公正証書遺言
 - ③秘密証書遺言
- (2) 特別方式
 - 1)危急時遺言
 - ②隔絶地遺言

(1)①自筆証書遺言 ※法改正

- ・遺言者が自分で作る
- メリット基本無料で手軽
- ・デメリット 無効リスク、遺言能力が争われる場合も

【法改正】

- ①財産目録をパソコン等で作成可能に
- ②法務局に遺言書を保管できるように(7/10~)
 - 形式のチェックをしてもらえる
 - ・家裁の検認不要
 - 費用は3900円

(1)②公正証書遺言

- ・公証人が作成
- ・メリット 偽造や紛失リスクなし、遺言能力のリスク減少
- デメリット手間と費用がかかる

(1)③秘密証書遺言

- •公証人に遺言書の存在証明のみ依頼
- ・メリット遺言の内容を誰にも知られない
- デメリット無効や紛失リスク、手間と費用がかかる

(2)特別方式

- ①危急時遺言
 - •一般危急時遺言
 - •難船危急時遺言
- ②隔絶地遺言
 - -一般隔絕地遺言
 - 船舶隔絶地遺言

遺言書のポイント

- ①早めにきちんと準備して作成
- ②無用な争いを避けるために公正証書遺言
- ③家族信託との違い

スケジュール

- 1 はじめに
- 2 遺言書の種類とその特徴
- 3 遺言執行者について
- 4 遺言の活用事例、注意点
- 5 まとめ(税理士として)

3 遺言執行者について

- ・遺言書で必ず指定する(できれば専門家)
- 財産と相続人の調査 → 遺言内容の執行

4 遺言の活用事例①

・相続人同士が揉めるのを防ぐ ex 不動産がメイン財産、事業承継

※遺留分に注意 遺留分=相続人に保証された最低限の財産

4 遺言の活用事例②

- 相続人がいない場合

※遺言書がないと財産は国庫に帰属

まとめ(税理士として)

- ①遺言書のメリットをクライアントに伝える
- ②遺言執行者になることもおススメ
- ③専門家同士の連携

ご案内

- ・税理士向け法律顧問サービス『法プラス』
- その他各種お問合せ、ご相談は

h.tajima@tajima-lawoffice.comまで

•肉弁護士Twitterフォローはこちらから♪







たじま法律事務所

〒108-0074 東京都港区高輪 2-16-2 高輪 U501

03-6450-2497